

熊 労 基 発 第 5 号  
平成 24 年 1 月 23 日

各 組 合 長 殿

熊本労働局労働基準部長

職場におけるメンタルヘルス対策への取組について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働者健康状況調査報告（平成 19 年）によれば、仕事や職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が約 6 割に上っており、また、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職した労働者がいる事業場は 7.6%であるという結果となっています。

精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にあり、全国で年間 250 件前後で推移しています。さらに、我が国における自殺者数は平成 10 年以降連続して 3 万人を超えており、そのうち約 2,500 人（8.3%）が勤務問題を原因・動機の一つとしています。

熊本県においても、平成 22 年に 471 人の自殺者が確認され、このうち約 7%は勤務問題が原因とされており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組が重要な課題となっています。

当局が平成 23 年に実施した労働者数 50～99 人規模事業場（100 人以上規模は平成 22 年に実施）における「職場におけるメンタルヘルス対策自主点検」結果によれば、50～99 人規模では回答事業場のうち 8%（100 人以上規模では 22%）の事業場にメンタルヘルス不調による休業者がいることが判明、一方、メンタルヘルス対策に取組んでいる事業場割合は、51%（100 人以上規模では 61%）に止まることが判明しました。

主な業種別の取組状況は別表のとおりです。

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法令に対応するためだけでなく、企業の安全配慮義務履行の観点からも、また、組織の活力や生産性の低下を防ぐ意味からも、企業としての取り組みが求められているところです。

つきましては、貴団体におかれても、これらの対策への自主的な取組、会員事業場に対する周知、啓発等についてご協力を賜りたく、下記のとおり要請します。

記

## 1. 団体としての取組

会員事業場に対しメンタルヘルス対策の重要性、具体的取組内容等に関する講演会や教育研修の実施のほか、各種会議、行事、機関誌等の機会又は媒体を活用した周知啓発等の自主的活動に取り組んでいただきますよう、特段の御協力をお願い致します。

なお、広報に際しましては、別添1の「事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項」の確実な取組について周知をお願いします。

## 2. メンタルヘルス対策支援センターの活用（同封のリーフレットを参照下さい。）

メンタルヘルス対策支援センター（熊本産業保健推進センター内）では、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談に応じているとともに、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の実施について専門家が無料でアドバイスしていますので、別添の「メンタルヘルス対策支援センター」利用案内の申込書の周知をお願いします。

## 3. 熊本産業保健推進センターの利用（同封のリーフレットを参照下さい。）

業界団体等が行う労働衛生に関する研修会に無料で講師を派遣しております。

団体でメンタルヘルス対策の研修会等を開催される場合にご利用ください。

また、個別の相談に対しても相談員が無料で相談に応じておりますのでご利用ください。（13：00～17：00 要予約 電話 096-353-5480）

## 4. 「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」の周知

（同封のリーフレットを参照下さい。）

当局では平成17年7月から、労働者とその家族、上司、労務担当者等が、心の健康問題について、県内の33医療機関の専門医に無料で相談できる「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」を創設しています。

職場のメンタルヘルス対策の一環として、同制度が会員事業場のすべての労働者に周知、活用されるよう、同制度の周知についても、併せて御協力をお願いいたします。

※ 詳細については、熊本労働局健康安全課または最寄の各労働基準監督署にお尋ねください。（熊本労働局健康安全課 Tel096-355-3186）

## 労働者数50～99人規模事業場 調査結果

## メンタルヘルス対策に関する自主点検結果（業種別合計）について

## I アンケート実施全体における各業種の事業場数（768事業場）

製造業	185 (24%)	通信業	17 (2%)
建設業	6 (1%)	教育・研究業	22 (3%)
運輸交通業	72 (9%)	保健衛生業	165 (21%)
貨物取扱業	6 (1%)	接客娯楽業	60 (8%)
農林業	1 (0.1%)	清掃・と畜業	19 (2%)
商業	129 (17%)	官公署	2 (0.3%)
金融・広告業	24 (3%)	その他の事業	58 (8%)
映画・演劇業	2 (0.3%)		

(注1) ( ) 内はアンケート実施全体における業種割合。

## II 業種別回答事業場数の内訳（650事業場）

製造業	153 (83%)	通信業	17 (100%)
建設業	5 (83%)	教育・研究業	21 (100%)
運輸交通業	50 (69%)	保健衛生業	158 (96%)
貨物取扱業	4 (67%)	接客娯楽業	48 (80%)
農林業	1 (100%)	清掃・と畜業	18 (95%)
商業	100 (78%)	官公署	2 (100%)
金融・広告業	20 (83%)	その他の事業	52 (90%)
映画・演劇業	1 (50%)		

(注2) ( ) 内は各業種における調査回答率。

(注3) 農林業、映画・演劇業、官公署については、対象事業場数及び回答事業場数が少ないため、「III 自主点検結果の概要」以下の評価からは除外する。

## III 自主点検結果の概要

## 1-① 「メンタルヘルス不調による休業者がいる」と回答した事業場数

製造業	17 (11%)	通信業	3 (18%)
建設業	1 (20%)	教育・研究業	2 (10%)
運輸交通業	1 (2%)	保健衛生業	12 (8%)
貨物取扱業	0 (0%)	接客娯楽業	4 (8%)
農林業	0 (0%)	清掃・と畜業	0 (0%)
商業	2 (2%)	官公署	1 (50%)

金融・広告業	3 (15%)	その他の事業	4 (8%)
映画・演劇業	0 (0%)		

(注4) ( )内は回答事業場全体で「休業者がいる」と答えた回答率。

「メンタルヘルス不調による休業者がいる」割合は、全業種平均では8%、業種別では官公署(50%)、建設業(20%)、通信業(18%)、金融・広告業(15%)、製造業(11%)、教育・研究業(10%)の順で「メンタルヘルス不調による休業者」が多く、平均値を上回っていた。

逆に農林業、貨物取扱業、清掃・と畜業、商業、運輸交通業では「少ない」という調査結果となった。

## 2 「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答した事業場数

製造業	89 (58%)	通信業	17 (100%)
建設業	4 (80%)	教育・研究業	9 (43%)
運輸交通業	24 (48%)	保健衛生業	64 (41%)
貨物取扱業	2 (50%)	接客娯楽業	18 (38%)
農林業	0 (0%)	清掃・と畜業	4 (22%)
商業	52 (52%)	官公署	1 (50%)
金融・広告業	17 (85%)	その他の事業	32 (62%)
映画・演劇業	0 (0%)		

メンタルヘルス対策への取組(全体平均:51%)では、通信業(100%)、金融・広告業(85%)、建設業(80%)の順に実施率が高かった。逆に、清掃・と畜業(22%)、接客娯楽業(38%)、保健衛生業(41%)、教育・研究業(43%)等において取組みの遅れが認められた。

## 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項

熊本労働局

### 1 衛生委員会等における調査審議

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、衛生委員会等において、下記 3 の「心の健康づくり計画」を始めとした「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」（労働安全衛生規則第 22 条第 10 号）について、調査審議を行うことが必要です。

常時 50 人未満の労働者を使用する事業場であって、衛生委員会等が設けられていない場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会を利用して、上記事項について関係労働者の意見を聴取することとなります。

### 2 事業場における実態の把握

衛生委員会等における調査審議に当たっては、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等心の健康問題に係る事業場の実態を把握して下さい。

### 3 「心の健康づくり計画」の策定

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行うことが重要です。以下の内容を盛り込んだ「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

#### ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明

※ トップがメンタルヘルスケアの重要性を認識し、その推進を表明することで、事業場全体の気運が高まり、活動の効果が高くなります。表明は簡潔でわかりやすい内容として下さい。

#### ② 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任（下記 4）

#### ③ 教育研修の実施（下記 5）

なお、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場については、衛生委員会等の調査審議に代え、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会を利用して、メンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見を踏まえつつ「心の健康づくり計画」を策定して下さい。

### 4 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任

事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を、衛生管理者、衛生推進者、安全衛生推進者等から選任して下さい。

事業場の実情によっては、人事労務管理スタッフから選任することも考えられます。

### 5 教育研修の実施

事業場内においてメンタルヘルスケアが適切に実施されるよう、以下の教育研修

を実施することが必要です。

ア 労働者への教育研修

イ 管理監督者への教育研修

管理監督者は、日常的に労働者の状況や職場環境等を把握しうる立場にあり、管理監督者に対し教育研修を行うことはラインによりケアを適切に行う上で重要なものです。

ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修

産業医等、衛生管理者等、保健師等、心の健康づくり専門スタッフ、人事労務管理スタッフ、事業場内メンタルヘルス推進担当者が対象となります。

※ 上記の具体的推進事項のほか、メンタルヘルス対策のための事業場内の体制の整備、職場環境の把握と改善、職場復帰支援等について、取組方法がわからないという事業場には、無料で専門家のアドバイスを受けることができるメンタルヘルス対策支援センター（厚生労働省委託事業）をご利用下さい。

支援を希望する事業場は、同封の「メンタルヘルス対策支援センター」利用案内の申込書により申し込んで下さい。